書面による『第5回秋田交通圏タクシー特定地域協議会』の開催について (構成員として参加を希望される方へ)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号)の規定に基づき、秋田交通圏における公定幅運賃の範囲の変更を求める要請があったことから書面による『秋田交通圏タクシー特定地域協議会』を開催することをお知らせします。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は、9月23日(日)までに、問い合わせ先へ別添《申出書》にてお申し出下さい。(FAX可)

《問い合わせ先》

【秋田交通圏タクシー特定地域協議会 事務局】

〒010-0962 秋田市八橋大畑二丁目12番53号 一般社団法人秋田県ハイヤー協会 内

佐 藤 武 彦

電話:018-864-1351 ファックス:018-864-1353 E-mail:info@hirekyokai-akita.or.jp

[別 添]

《送付先》

秋田交通圏タクシー特定地域協議会 事務局 行き ((一社) 秋田県ハイヤー協会 内) FAX:018-864-1353

≪申 出 書≫

書面による『第5回秋田交通圏タクシー特定地域協議会』の構成員として参画を申し出ます。		
1.	申し出年月日 :	平成30年 月 日
2.	氏 名:	
3.	申し出者の住所	: 〒
4.	申し出者の所属 該当する所	「属欄に○を付けてください ・タクシー事業者 ・タクシー事業者団体等 ・タクシー運転者の所属する労働組合等 ・その他 (
5.	所属先の事業所名	
6.	所属先の役職名	
7.	所属先の住所	₸
8.	所属先の電話番号	;

※申出最終期日は、平成30年9月23日(日)となります。

[※]個人情報の取り扱いについては、この協議会開催以外の目的には使用しません。